17　内符号（繰り返し部）は、誤り訂正内符号の方式を識別するために使用する領域で、次のような割当てとする。

値	意　　味
‘0000’	未定義
‘0001’	符号化率１／２
‘0010’	符号化率２／３
‘0011’	符号化率３／４
‘0100’	符号化率５／６
‘0101’	符号化率７／８
‘1000’	ＩＳＤＢ－Ｓ方式 （プリアンブルシンボルに組み込まれた誤り訂正内符号の方式によるもの）
‘1001’	高度有線テレビジョン放送システム方式 （プリアンブルシンボルに組み込まれた誤り訂正内符号の方式によるもの）
‘1111’	内符号なし
‘0110’,‘0111’, ‘1010’～‘1110’	将来使用のためのリザーブ

18　Reserved_For_Future_use（繰り返し部）は、将来使用のためのリザーブとする。

⑵　地震動警報情報伝送の場合

記述子タグ	記述子長	記述子タグ拡張	地震動警報情報	Reserved_For_Future_use
8	8	8	204	500

注１　単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。

２　「0x」に続く数字を16進数とする。

３　‘　’で囲まれた数字は、２進数とする。

４　記述子タグの値は、高度有線分配システム記述子を示す0xF4とする。

５　記述子長は、後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。

６　記述子タグ拡張の値は、地震動警報情報伝送を示す0x01とする。

７　地震動警報情報は地上波デジタル放送の地震動警報情報を送るための領域とし、地上波デジタル放送の再放送で地震動警報情報を伝送するためのＡＣ信号を併せて送らない場合は全ビットを‘１’とする。

８　Reserved_For_Future_useは、将来使用のためのリザーブとする。受信機動作等を表すための500ビットが伝送される。未使用の場合は、全ビットを‘１’とする。

○総務省告示第九十三号

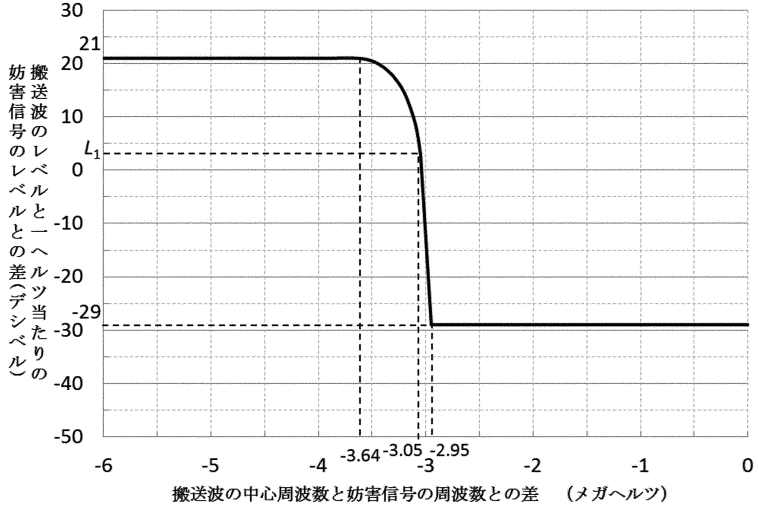
有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二十条第二項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百十五号（有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十日　　総務大臣　山本　早苗

別図第三号⑵の次に次のように加える。

⑶　搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調である場合

イ　副搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調である場合



ロ　副搬送波の変調の型式が一〇二四値直交振幅変調である場合

